

提出を忘れずに

提出期間 8月14日(月)～9月11日(月)

特別児童扶養手当の所得状況届

現在、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届を提出してください。所得状況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立つよう児童を養育する方に支給されます。

受給資格者

身体や精神に国が定める認定基準に該当する程度の障害のある児童(20歳未満)を養育している方

※日本国内に住所がないときや障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されない場合があります。

詳しくは福祉課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当支給額(児童1人当たり)

特別児童扶養手当等級	支給額(月額) ※平成29年4月～
1級(重度障害児)	51,450円
2級(中度障害児)	34,270円

☎ 1257
お問い合わせ
福祉課障害福祉班

年金請求の手続き漏れは

ありませんか？

必要な資格期間が25年から10年に短縮されます

これまでは、老齢基礎年金を受給するためには、国民年金保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間等の合計(受給資格期間)が25年(300月)以上必要でしたが、8月1日から10年(120月)以上あれば受給できるようになりました。対象の方には、日本年金機構から黄色の封筒で『年金請求書(短縮用)』が送付されています。

年金は受給権が発生する翌月分から受け取ることができ、最も早い支給は平成29年10月(9月分)となります。

まだ請求手続きをしていない方は、「ねんきんダイヤル」で相談予約のうえ、年金事務所で行ってください。

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！

0570-05-1165(いい老後)



☎ 0570(05)1165
(ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合

☎ 03(6700)1165
(一般電話)

千歳年金事務所
☎ 043(242)6320

住民課国保年金班
☎ (84)1214

問 日本年金機構「ねんきんダイヤル」